

**流山中央病院居宅介護支援事業所
指定居宅介護支援事業所運営規定**

(事業の目的)

第一条 医療法人社団曙会が開設する流山中央病院居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保する人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第二条 事業所の介護支援専門員等は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

二 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公平な立場でサービスを提供する。

三 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事業所の住所地及び名称は、次のとおりとする。

- 一 所在地 千葉県流山市東初石 2-117-3
- 二 名称 流山中央病院居宅介護支援事業所

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（主任介護支援専門員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 3名以上（うち主任介護支援専門員1名以上・うち1名は管理者兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日
ただし12月31日から1月3日、祝祭日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第六条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。また法定代理受領以外の利用料の支払いを受けたときは、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援サービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上でその内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

二 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）

三 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を利用者またはその家族に提供し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。

利用者が介護保健施設等への入所等を希望した場合は、介護保健施設への紹介その他便宜を提供する。課題分析について使用する課題分析票は居宅サービス計画ガイドラインを用いる。

指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」と言う。）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

四 介護支援専門員は、居宅介護サービスの作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅介護サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、月に1回以上自宅訪問することによりモニタリングの結果を記録し、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者への利用者状況の確認を行う事とする。

五 介護支援専門員は、サービス担当者会議を利用者自宅又は当該相談室、必要と認められる場所において開催し担当者から意見を求めるものとする。

六 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいよう説明するとともに相談に応じることとする。

七 地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するように努めることとする。

(通常の事業の実施地域)

第七条 通常の事業の実施地域は、流山市、柏市(一部)とする。

(相談・苦情への対応)

第八条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに必要な措置を講じ、相談・苦情等が発生した場合には管理者に報告するものとする。

二 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けた場合には、当該相談・苦情等の内容を記録するものとする。

三 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提供若しくは掲示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

四 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第九条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第十条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

二 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部での情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第十一条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ・虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ・虐待防止のための指針の整備
- ・適切に実施するための担当者の設置

二 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第十二条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画（以下「業務継続計画」と言う。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

二 事業所は、従業者に対し、業務計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第十三条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

三 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備し、事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第十四条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」と言う。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第十五条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ・ 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ・ 継続研修 年4回以上

二 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

三 従業者であった者の、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

四 この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は医療法人社団曙会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

- 一 この規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 二 改定 平成18年4月1日から施行する。
- 三 改定 令和1年11月1日から施行する。

- 四 改定 令和2年10月16日から施行する。
- 五 改定 令和3年3月12日から施行する。
- 六 改定 令和5年5月1日から施行する。
- 七 改定 令和6年4月1日から施行する。